

## 建設産業常任委員会

1 開 議 令和5年3月15日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第31号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第32号 大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

## 建設産業常任委員会名簿

委員長	中	川	雅	之	出席	
副委員長	深	澤	正	夫	出席	
委員	秋	山	幸	子	出席	
	菊	池	久	光	出席	
	前	野	良	三	出席	
	小	林	正	勝	出席	
当局	建設水道部長	齋	藤	正	広	出席
	建築住宅課長	角	藤		力	出席
	産業振興部長	藤	田	友	弘	出席
	商工観光課長	遠	藤	久	子	出席
事務局	池	嶋	佑	介	出席	

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（中川雅之） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、建設水道部長、建築住宅課長、産業振興部長、商工観光課長であります。

◎議案第31号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中川雅之） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第31号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（齋藤正広） 建設水道部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは、角藤建築住宅課長でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第31号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の角藤建築住宅課長よりご説明をいたします。

○委員長（中川雅之） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（角藤 力） 議案第31号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書123ページを御覧ください。建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正並びに都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能に関する法律に基づく評価基準等の改正に伴い、手数料条例の一部を改正するものであります。

126ページの改正趣旨によりご説明いたします。初めに、建築基準法の一部改正により、災害救助のために建築される応急仮設建築物の存続期間について、1年ごとに期間を延長することを可能とする規定が新たに設けられたことに伴う項ずれを改めるものであります。

143ページの新別表中の76の項及び77の項のとおり改正するものです。

次に、163ページ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、新築や増改築の認定申請に加え、既存住宅においても認定基準を満たす住宅であれば、長期優良住宅の認定を可能とする制度が創設されたことに伴い、規定を改めるものです。

手数料の額については143ページ、144ページの新別表中88の項及び90の項、新築以外の場合の区分とし、増改築の場合の認定申請と同額となることから、同じ区分としております。

最後に164ページ、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能に関する法律に基づく認定基準等の改正に伴い、共同住宅の住戸単位による認定が廃止されたため、144ページ、新別表中の92の項、151ページ、93の項、153ページ、97の項及び158ページ、98の項における住戸に係る区分を削除

するものです。なお、今回の改正は、審査における内容や時間に変更はないことから、申請区分の改正にとどめ、手数料の額の見直しは行いません。

それでは、141ページに戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行すると規定いたします。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中川雅之） ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第31号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第32号 大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

○委員長（中川雅之） 次に、日程第2、議案第32号 大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（藤田友弘） 本委員会には、私のほか商工観光課長が出席をしております。

本件につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、改めて商工観光課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中川雅之） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤久子） それでは、議案第32号 大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書補助資料によりご説明をいたしますので、168ページを御覧ください。大田原市勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図ることを目的として、昭和47年に設置し、各種教養講座等の開催を行ってまいりましたが、所期の目的を達成したこと、また社会情勢の変化や価値観の多様性などにより利用者の減少が続き、対象年齢の範囲を拡大するなどの対策も講じましたが、その後も利用者が減少していることから、令和5年3月31日をもって廃止するに伴い、廃止条例を制定するものでございます。

施設につきまして、老朽化による改修工事や耐震工事には多額の費用を要することから、大田原市公共施設等総合管理計画におきまして、隣接する弓道場の移転を行う際には建物の譲渡も併せて検討すること

としております。

議案書167ページにお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第32号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中川雅之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） ちょっと複雑なところがあって、お聞きしたいのですが、まず改修工事や耐震に多額の費用がかかるということで、弓道場の移転ということと、それから建物の廃止となっているのですが、最後のほうには建物の譲渡も併せて検討するとなっているのですが、それは廃止というのはなくしてしまうということではなくて、譲渡する、どこかにお渡しするということだと、行き先のことなんかについて、それから弓道場の移転先について教えてください。

○委員長（中川雅之） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤久子） まず、弓道場の移転先というのは、まだこちら担当がスポーツ振興課になりますので、こちらのほうでは大変申し訳ないのですが、把握をしていないところでございます。あと、建物の譲渡というところでは、総合管理計画におきまして譲渡ということで計画をしておりますので、事業自体は廃止をするのですが、建物については将来的には譲渡も併せて検討するということを考えております。

以上です。

○委員長（中川雅之） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 廃止というと、更地に戻ってしまうみたいな印象だったのですが、選挙のときにも使っていたりするので、建物自体はこの計画については廃止なのだけれども、建物はまだあるということでもいいですか。

○委員長（中川雅之） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤久子） 委員さんおっしゃるとおり、まだ選挙などの場所になっておりますし、また弓道場の更衣室などにも使用されておりますので、建物は当面の間はまだこのままの状態を管理をすることになります。

以上です。

○委員長（中川雅之） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） 今お聞きしたように、弓道場についてはスポーツ振興のほうだということで話は分かったのですが、この間NHKでも那須与一の的を射というのが本当にあったのではないかという検証が行われていましたし、弓道に関してスポーツのほうで振興が図られるように、課は違うのですが、お伝えいただければありがたいと思います。

○委員長（中川雅之） ほかに意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 私からよろしいですか。

今回の勤労青少年ホーム、築51年ということで、非常に建物自体も古くて、譲渡も考えているということなので、できれば早い時期にどういう形で譲渡をするかということも含めて募集をかけたとか、公にいろいろ情報を流して、譲渡先を早急に見つけることを踏まえて、また弓道場移転も踏まえて考えているのであれば、代替地という形でもきちんとした形で考えていただければありがたいと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

ほかに意見はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) ないようでありますので、採決いたします。

議案第32号につきましては原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 大田原市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

お疲れさまでした。

◎散 会

○委員長(中川雅之) 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時13分 散会